

電子入札心得

1 次の場合は入札を認めない。

- ① 閲覧をしなかったもの。
- ② 指定した入札日時までに到達しない場合。

2 入札について

- ① 入札に参加した業者名については、入札が終了するまで公表しない。
- ② 本人が入札立会者となる場合は、本人が確認できるもの(名刺)を提出すること。
- ③ 入札立会を委任された者が入札立会者となる場合には、入札権限のある者が発行した委任状を提出すること。

3 入札書・内訳書について

- ① 入札書は明瞭に記載すること。
- ② 提出された入札書の引換え・取り消し・訂正等は認めない。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 工事内訳書の不備等(内訳書金額・積算誤り等)については入札を無効とする。

4 契約内容について

- ① 閲覧時に工事等の工期、請負代金額の支払方法及び必要事項について確認すること。
- ② 建設工事の場合、契約の保証の方法については、入札時までに決定しておくこと。
- ③ 建設工事の場合、契約金額が500万円以上の建設工事の入札案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104条)に該当するため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に協議を行うこととする。

5 注意事項

- ① 入札立会者は入札室において、常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- ② 入札立会者は、入札室に酒気等を帯びて入場してはならない。

6 その他

以下の関係法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法及び同法施行令によるものとする。
- ② 阿見町契約規則によるものとする。
- ③ 阿見町電子入札実施要綱によるものとする。
- ④ 阿見町電子入札運用基準によるものとする。
- ⑤ 阿見町郵便入札試行実施要綱によるものとする。
- ⑥ 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程によるものとする。
- ⑦ 阿見町一般競争入札実施要綱によるものとする。
- ⑧ 阿見町一般競争入札・指名競争入札予定価格公表実施要綱によるものとする。
- ⑨ 阿見町最低制限価格制度事務取扱規程によるものとする。
- ⑩ 阿見町低入札価格調査取扱要綱によるものとする。
- ⑪ 阿見町建設工事総合評価方式試行要領によるものとする。
- ⑫ 阿見町建設工事競争入札取りおり方式試行要領によるものとする。
- ⑬ 阿見町入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領によるものとする。
- ⑭ 阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領によるものとする。
- ⑮ 阿見町物品調達等業者指名停止等措置要綱によるものとする。